

行政説明 （就労継続支援A型事業等について）

NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会（全Aネット）
就労支援セミナー

令和7年6月14日
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
就労支援専門官 荒井 康平
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 障害者の就労支援を取り巻く状況
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
3. 就労選択支援の概要
4. 参考

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約1,165万人**（※1）中、18歳～64歳の在宅者数**約487万人**（※2）

（内訳：身体423.0万人、知的 126.8万人、精神614.8万人）

（内訳：身体99.5万人、知的 66.9万人、精神320.7万人）

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が**約 29.6%** 就労系障害福祉サービスの利用が**約 33.3%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**令和5年は約2.7万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約 9.0万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- （令和6年3月）

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5倍
14,845人/ H29	11.5倍
19,963人/ H30	15.5倍
21,919人/ R1	17.0倍
18,599人/ R2	14.4倍
21,380人/ R3	16.6倍
24,426人/ R4	19.0倍

26,586人/ R5 20.6倍

企業等

雇用者数

約67.7万人
（令和6年6月1日）

※40.0人以上企業
※身体、知的、精神の
手帳所持者

ハローワークからの
紹介就職件数

110,756件
※A型：29,081件
（令和5年度）

12,809人/年

（うち就労系障害福祉サービス **6,881人**）

就職

639人/年

特別支援学校

卒業生20,641人（令和6年3月卒）

就職 **6,115人/年**

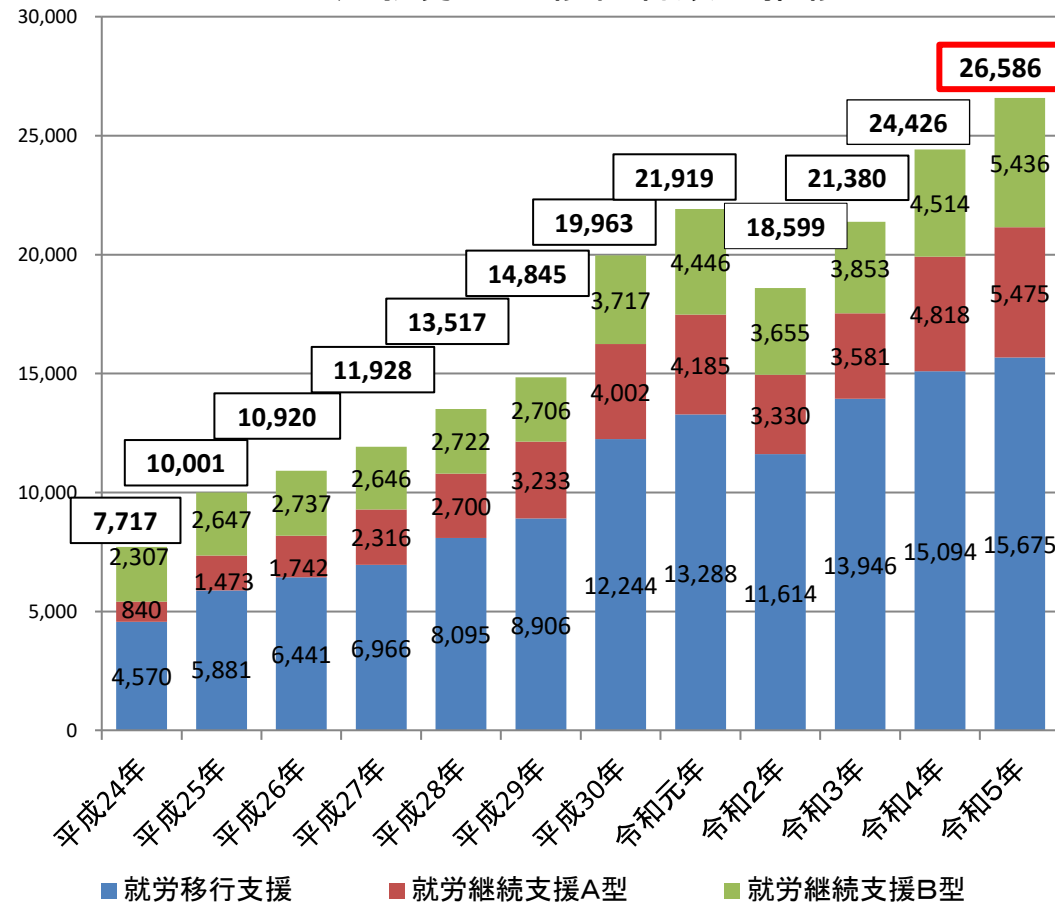
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である<u>6月を経過した者</u>に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</u> (<u>R4障害者総合支援法改正法により新設</u>) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</u> (<u>R4障害者総合支援法改正法により新設</u>) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</u> (<u>R4障害者総合支援法改正法により新設</u>)	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,823事業所 (国保連データ令和7年1月)	4,368事業所 (国保連データ令和7年1月)	18,516事業所 (国保連データ令和7年1月)	1,705事業所 (国保連データ令和7年1月)
利用者数	36,910人 (国保連データ令和7年1月)	84,704人 (国保連データ令和7年1月)	383,097人 (国保連データ令和7年1月)	18,532人 (国保連データ令和7年1月)

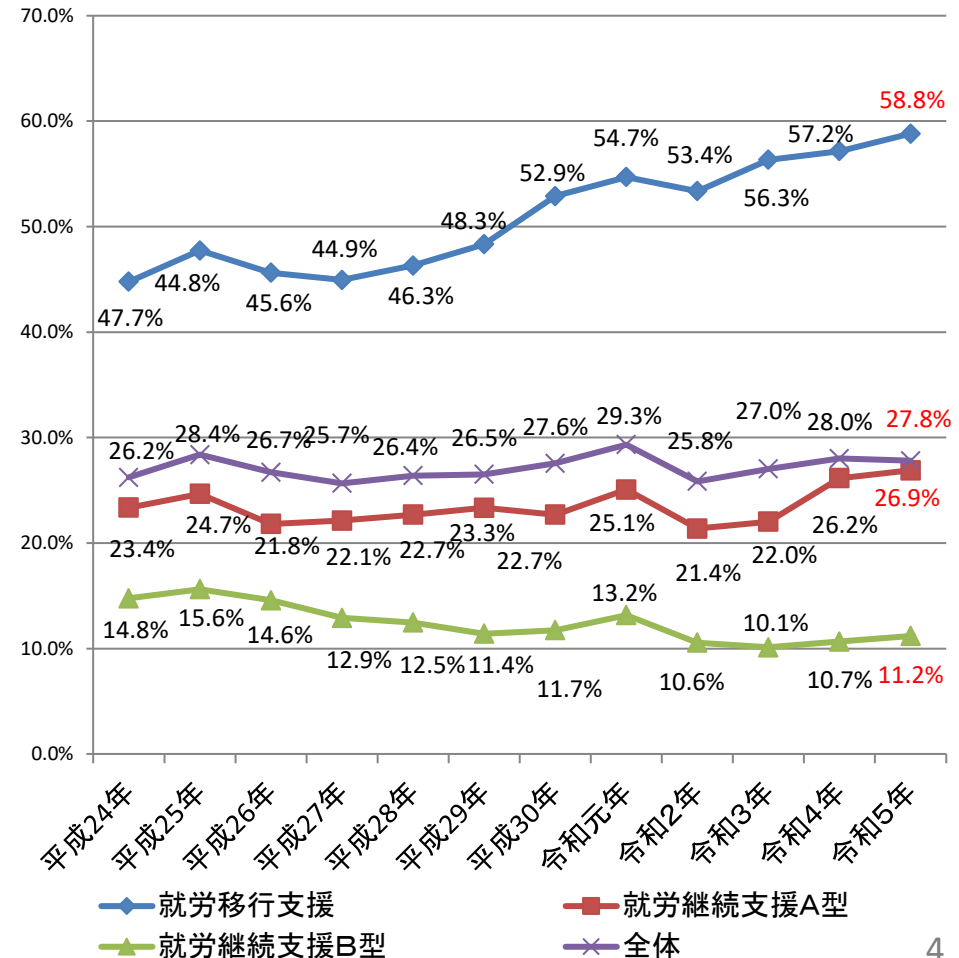
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.6万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



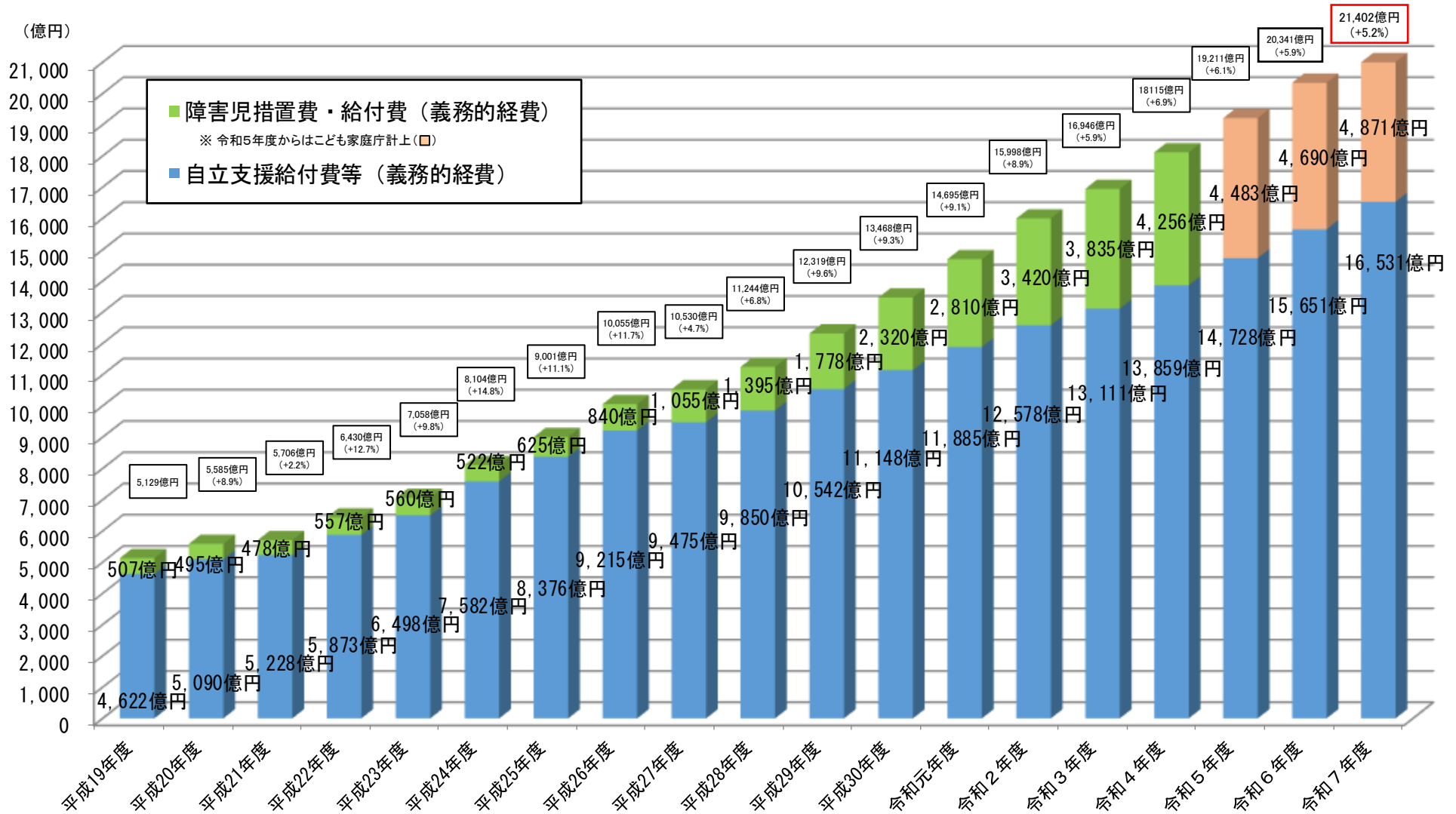
＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は18年間で約4倍に増加している。



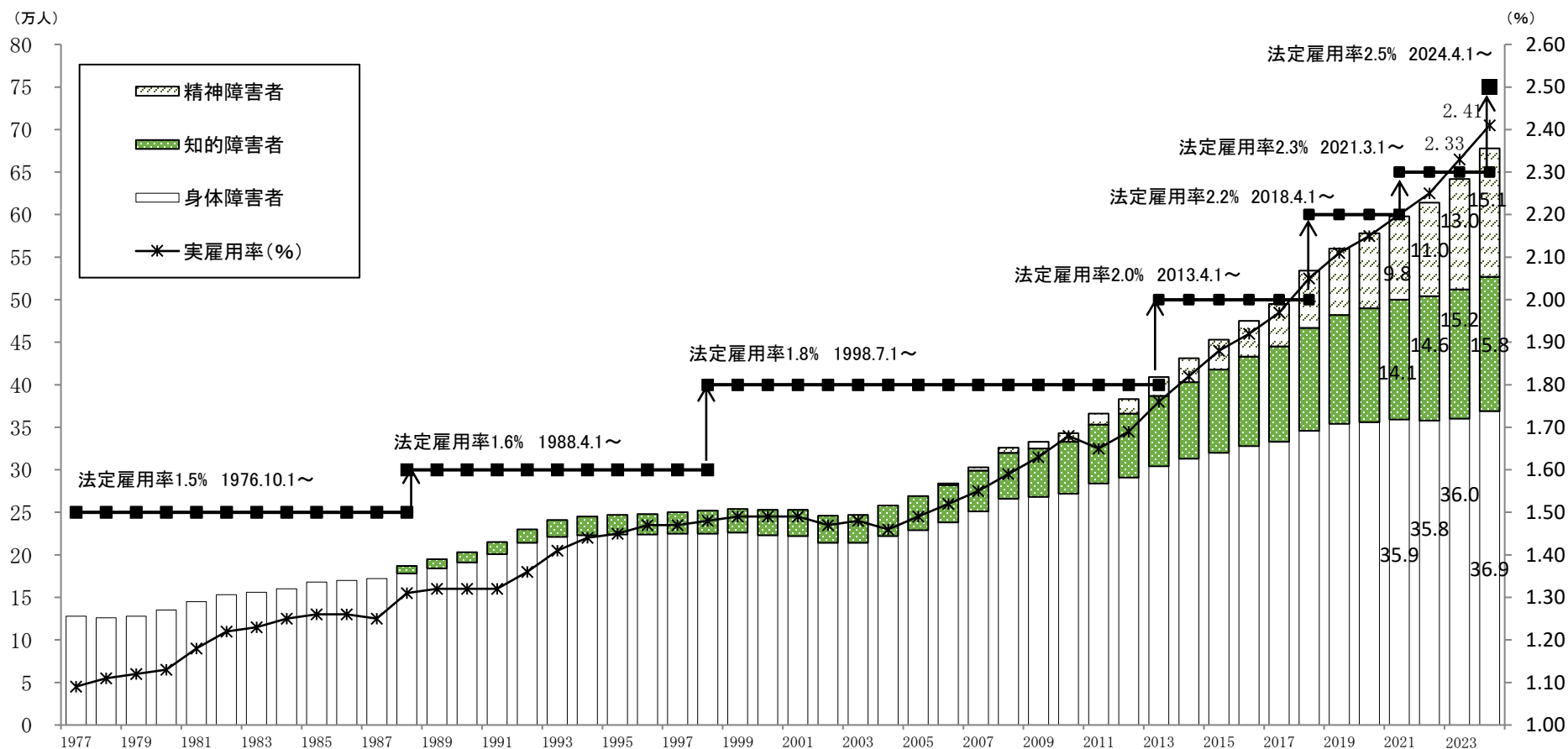
障害者雇用の状況

○民間企業の雇用状況（2024年6月1日現在）

雇用者数 67.7万人（身体障害者36.9万人、知的障害者15.8万人、精神障害者15.1万人）

実雇用率 2.41% 法定雇用率達成企業割合 46.0%

○ 雇用者数は21年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



1. 障害者の就労支援を取り巻く状況
- 2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）**
3. 就労選択支援の概要
4. 参考

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
 - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	791単位/日
	150点以上170点未満	733単位/日
	130点以上150点未満	701単位/日
	105点以上130点未満	666単位/日
	80点以上105点未満	533単位/日
	60点以上80点未満	419単位/日
	60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日
※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

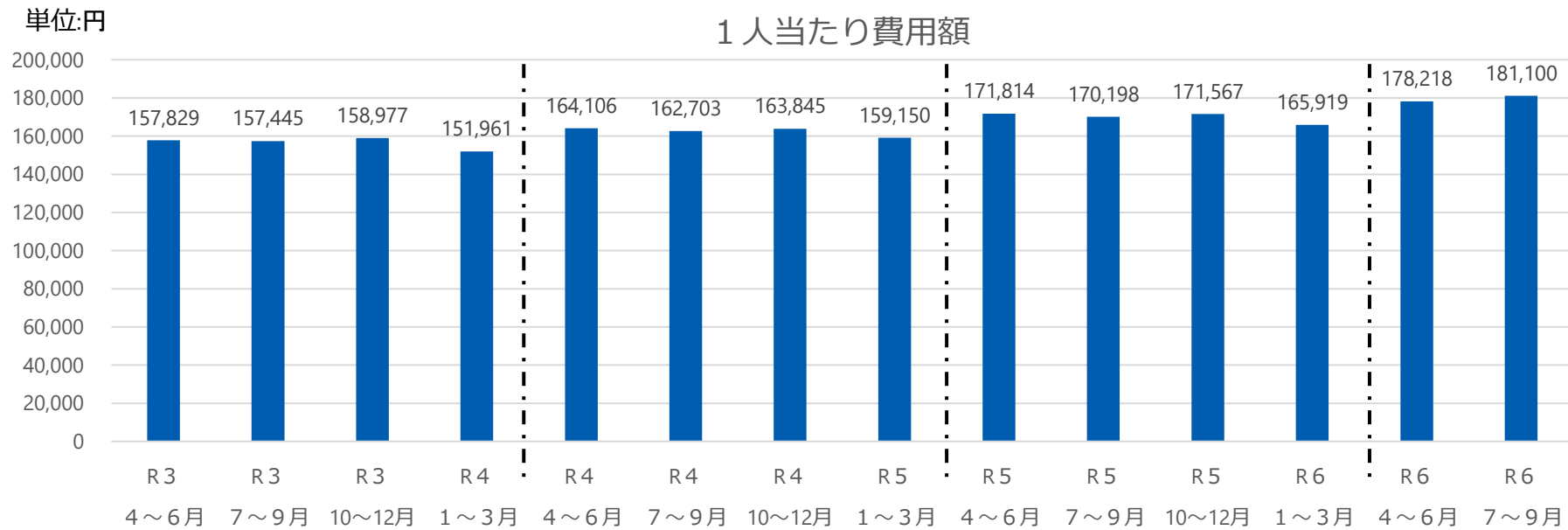
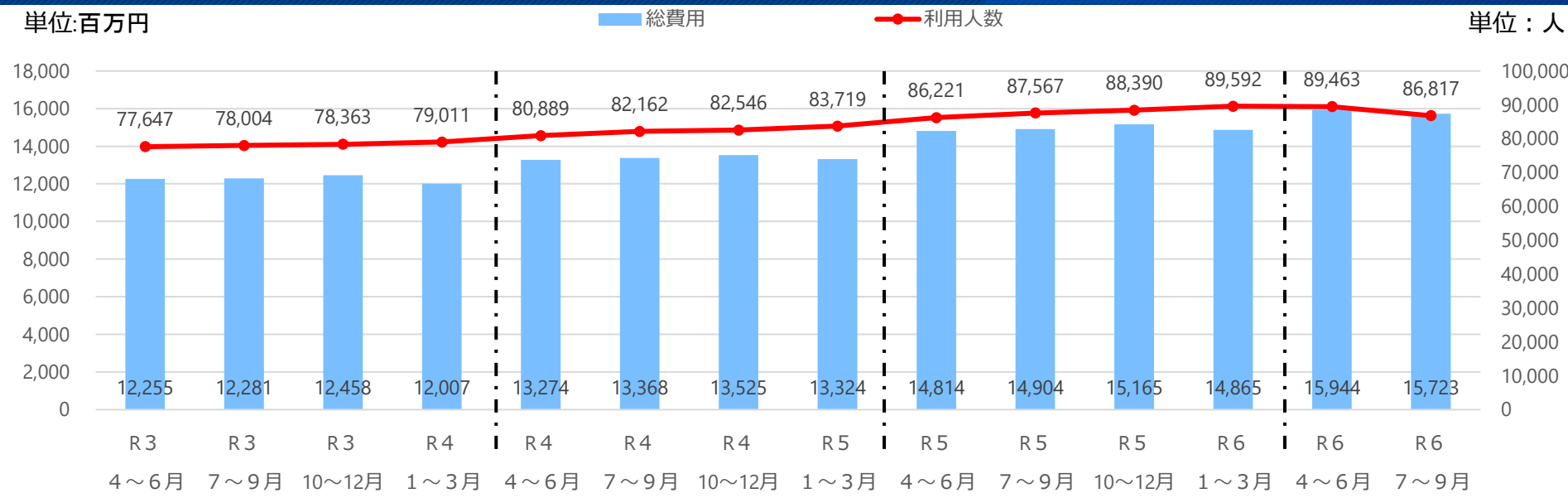
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数 4,368（国保連令和 7 年 1 月実績）

○ 利用者数 84,704（国保連令和 7 年 1 月実績）

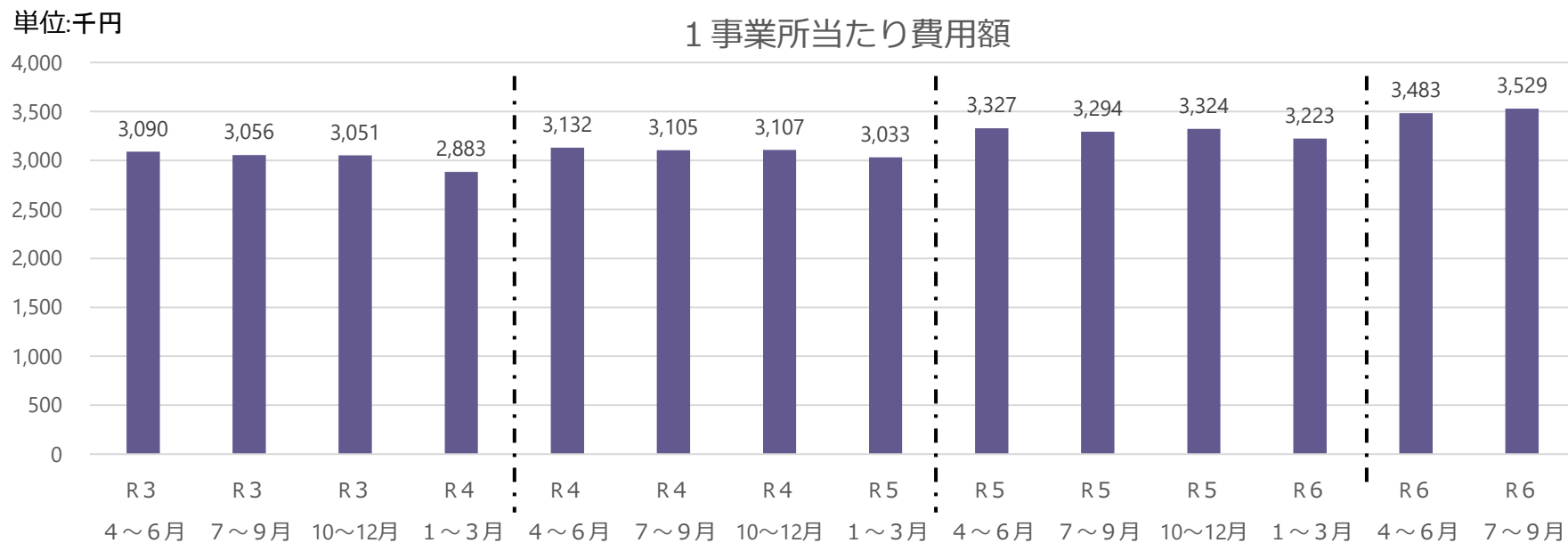
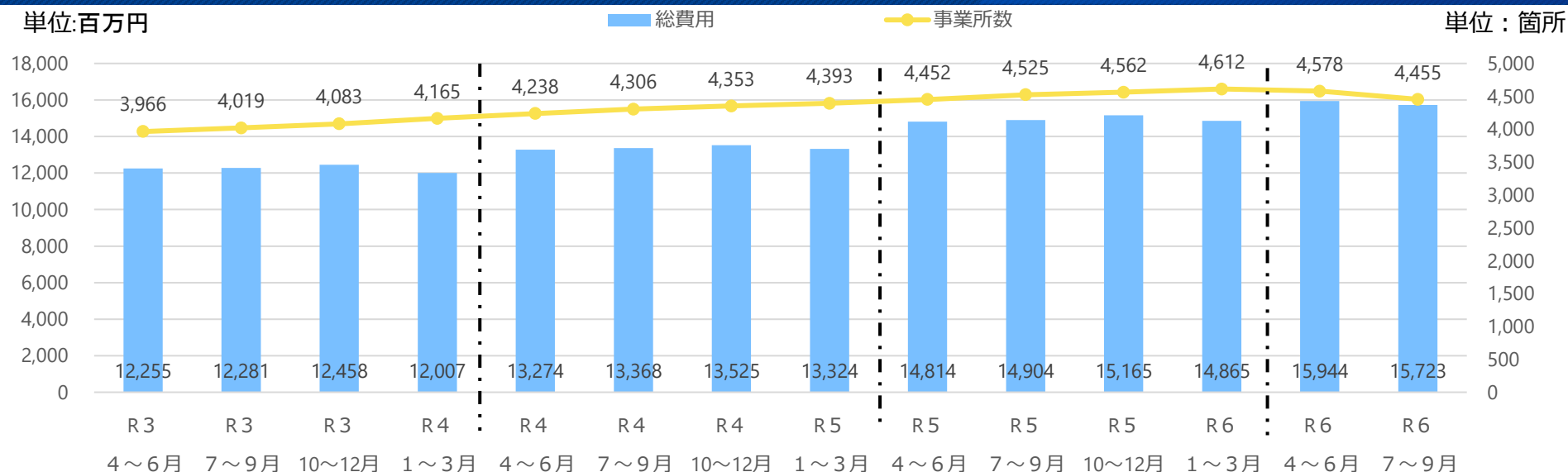
就労継続支援 A 型：総費用、利用人数、1人当たり費用額



出典：国保連
データ

注：値は各3月
分の平均値

就労継続支援 A 型：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額



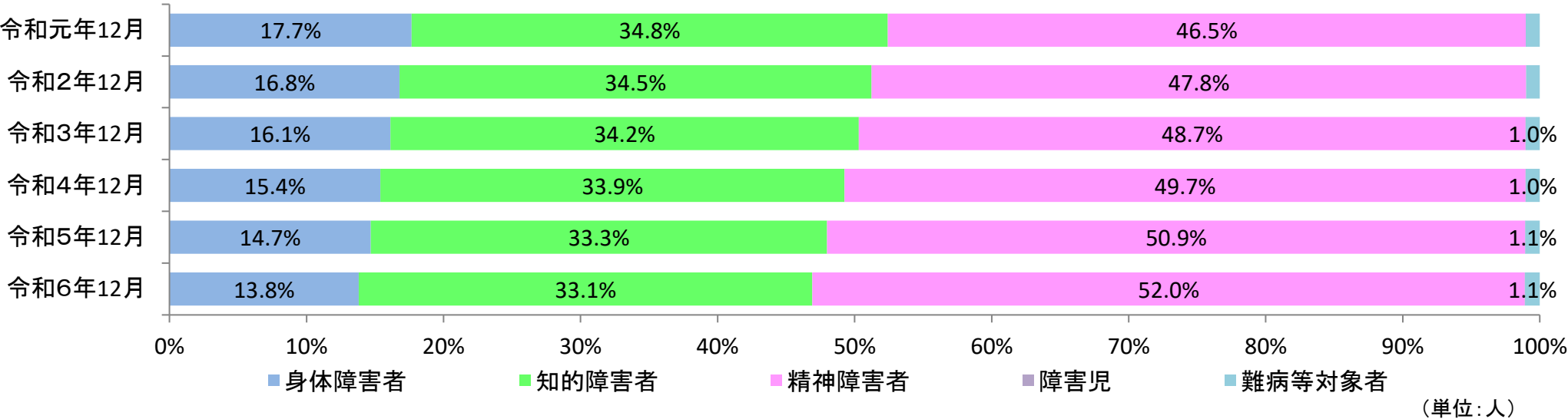
出典：国保連
データ

注：値は各3月
分の平均値

就労継続支援A型利用者の障害種別分布状況

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が5割を超えている。

利用者の障害種別の分布状況

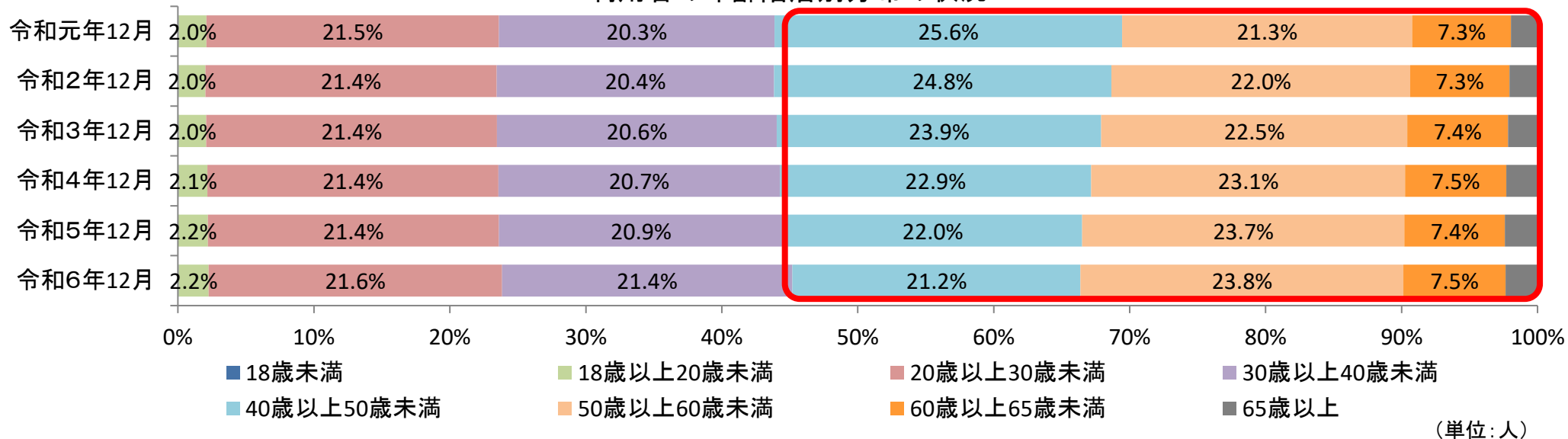


	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
R1.12	12,634	24,857	33,288	8	731	71,518
R2.12	12,673	26,004	36,050	5	750	75,482
R3.12	12,693	26,894	38,303	6	814	78,710
R4.12	12,775	28,102	41,253	8	852	82,990
R5.12	13,061	29,633	45,325	7	941	88,967
R6.12	11,761	28,170	44,253	11	921	85,116

就労継続支援A型利用者の年齢階層別分布状況

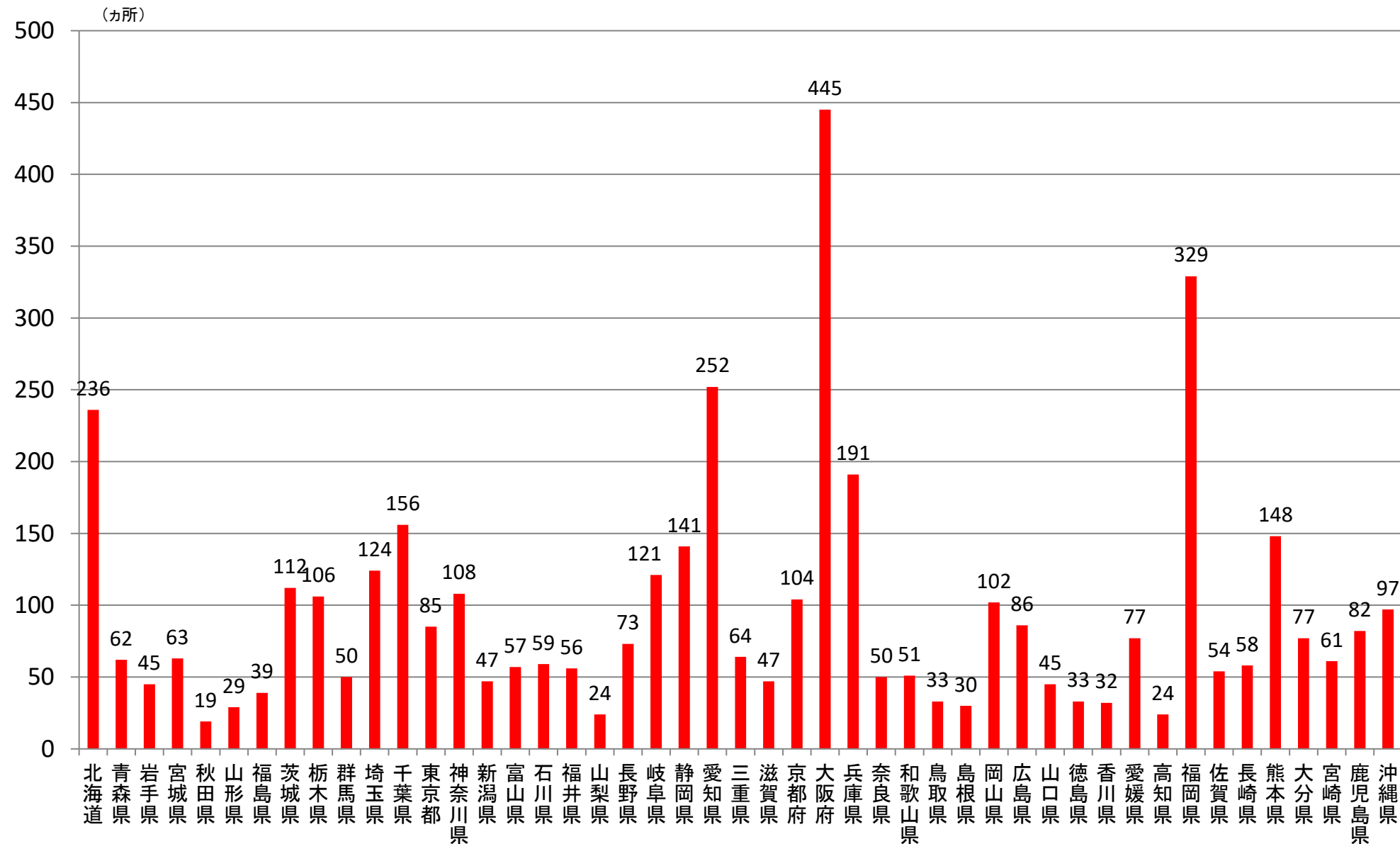
○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が40歳以上である。

利用者の年齢階層別分布の状況



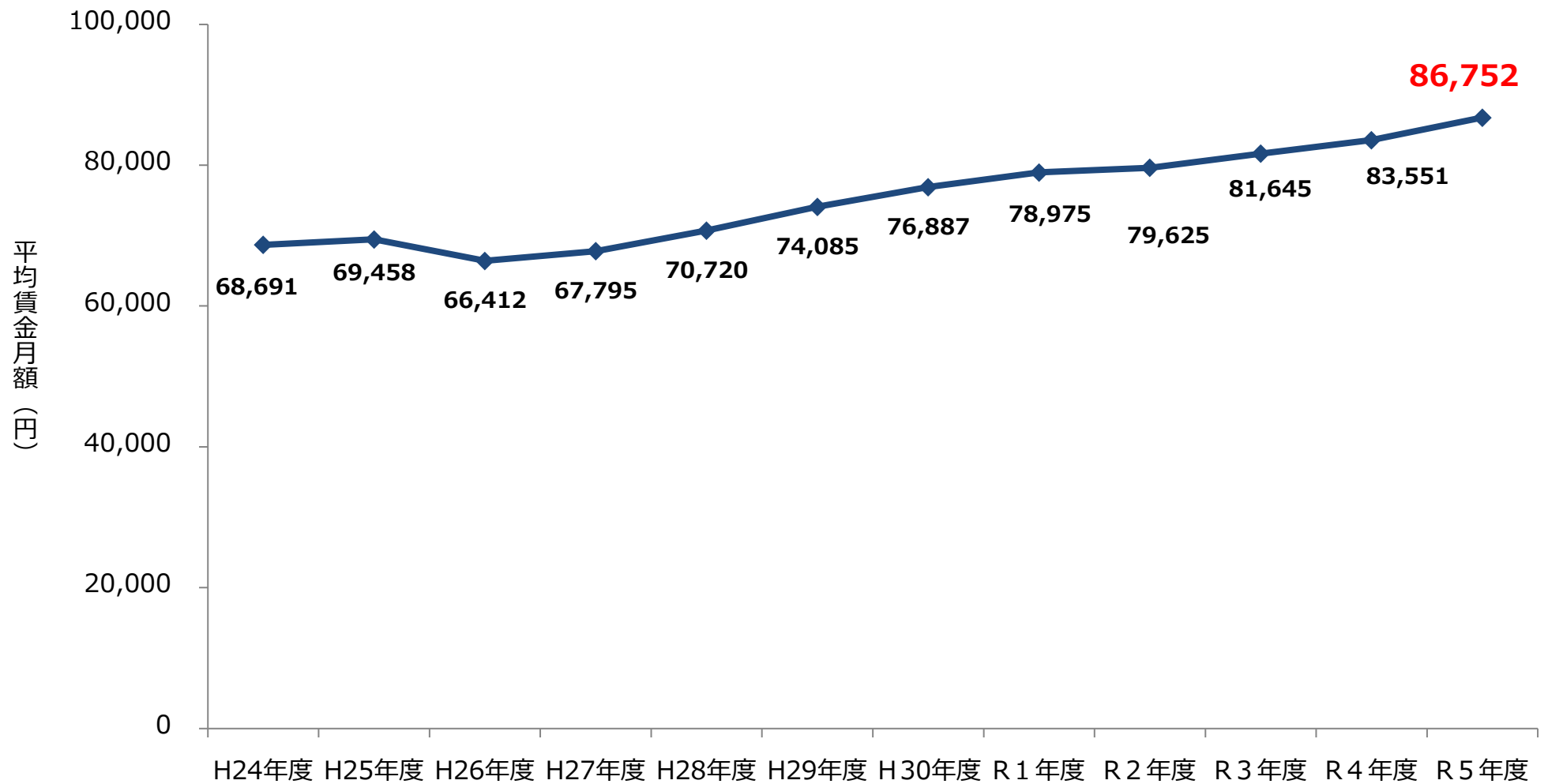
	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
R1.12	35	1,465	15,386	14,499	18,274	15,256	5,205	1,398	71,518
R2.12	41	1,480	16,176	15,396	18,723	16,599	5,508	1,559	75,482
R3.12	40	1,598	16,829	16,198	18,779	17,723	5,824	1,719	78,710
R4.12	45	1,748	17,762	17,183	19,008	19,154	6,183	1,907	82,990
R5.12	35	1,963	19,038	18,555	19,567	21,094	6,600	2,115	88,967
R6.12	47	1,874	18,364	18,177	18,038	20,219	6,394	2,003	85,116

都道府県別就労継続支援(A型)事業所数



【出典】令和6年12月国保連データ

就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額の推移



就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額

(単位：円)

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比
北海道	81,779	87,766	107.32%
青森県	74,085	76,407	103.13%
岩手県	87,351	88,630	101.46%
宮城県	79,450	81,276	102.30%
秋田県	71,627	76,997	107.50%
山形県	83,023	88,005	106.00%
福島県	78,892	81,220	102.95%
茨城県	82,528	85,056	103.06%
栃木県	75,841	78,788	103.89%
群馬県	77,311	79,546	102.89%
埼玉県	80,440	85,331	106.08%
千葉県	78,090	78,197	100.14%
東京都	103,286	106,498	103.11%
神奈川県	92,140	94,395	102.45%
新潟県	78,241	80,963	103.48%
富山県	76,263	80,054	104.97%
石川県	79,271	82,036	103.49%
福井県	92,936	95,522	102.78%
山梨県	77,387	81,021	104.70%
長野県	87,055	89,781	103.13%
岐阜県	81,581	87,120	106.79%
静岡県	81,776	85,647	104.73%
愛知県	84,031	85,738	102.03%
三重県	80,238	83,539	104.11%

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比
滋賀県	85,993	88,765	103.22%
京都府	91,972	93,031	101.15%
大阪府	85,064	89,367	105.06%
兵庫県	87,110	89,142	102.33%
奈良県	80,340	84,547	105.24%
和歌山県	96,162	99,352	103.32%
鳥取県	86,712	87,917	101.39%
島根県	100,019	103,724	103.70%
岡山県	86,789	90,284	104.03%
広島県	98,059	102,410	104.44%
山口県	84,193	85,179	101.17%
徳島県	77,311	79,381	102.68%
香川県	78,019	78,611	100.76%
愛媛県	76,853	80,860	105.21%
高知県	92,696	99,123	106.93%
福岡県	82,305	85,333	103.68%
佐賀県	89,286	91,708	102.71%
長崎県	94,909	96,744	101.93%
熊本県	79,220	83,220	105.05%
大分県	92,843	95,511	102.87%
宮崎県	68,407	74,967	109.59%
鹿児島県	77,153	80,117	103.84%
沖縄県	75,101	78,438	104.44%
全国平均	83,551	86,752	103.83%

就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和 6 年 3 月末時点）

- 就労継続支援 A 型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている(注)事業所は 3,880 事業所のうち 1,453 事業所（37.4%）

(注) 就労継続支援 A 型事業所については、平成 29 年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。また、令和 6 年度報酬改定では、就労継続支援 A 型事業所の質の確保・向上を図るため、従来より指定基準において求めていることに関して、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合に厳しくする等の見直しを行った。

【生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末日時点）】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,651	3,880	1,453	37.4%
(4,472)	(3,715)	(1,882)	(50.7%)

※ 1 令和 6 年 3 月末日時点

※ 2 () 内に前年度の状況（令和 5 年 3 月末日時点）を記載

※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,453）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は 1,345 事業所（提出率 92.6%）

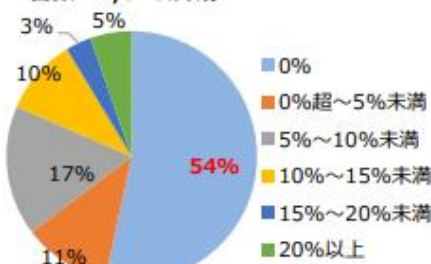
※ 4 指定基準を満たしていない事業所（1,453）のうち、令和 5 年 3 月末日時点も指定基準を満たしていない事業所は 1,089 事業所（74.9%）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

就労継続支援① (A型)

- 就労継続支援A型(利用者と雇用契約を締結)は一般就労への移行支援が含まれるサービス。しかし、一般就労への移行割合が0%の事業所が半数以上。加えて、一般就労を希望する者の割合が2割未満であることや、サービスの利用申請にあたり一般就労を検討していない自治体の割合が4割強であることを踏まえれば、利用者は適切なサービス選択を行うことができていない可能性。
- 就労継続支援A型は、助成金等を目当てにした事業所開設が行われているとの指摘もあるところ、事業活動収入として計上されておらず、経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等を加味すると収支差が改善。

◆一般就労への移行割合(注) (有効回答数: 1,028か所)



(出所) 財務省「予算執行調査」(令和6年10月公表)
(注) 令和5年度中の一般就労への移行人数を事業所の登録人数で割って算出している。

◆一般就労への希望割合及び令和5年度における一般就労への移行割合(注) (有効回答数: 1,028か所)

一般就労への希望割合	18.7%
一般就労への移行割合	5.1%

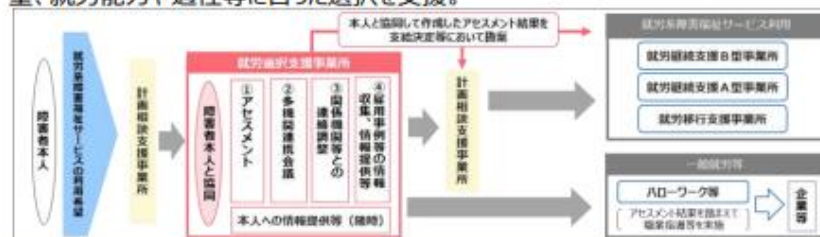
(注) 全事業所(1,028か所)の一般就労への希望人数及び移行人数の総合計を利用者数の総合計で割って算出している。

◆市区町村における利用者から就労系新規サービス利用の申請がされた際の一般就労検討状況 (有効回答数: 1,173か所)

一般就労への移行を検討している	665 (56.7%)
一般就労への移行を検討していない	508 (43.3%)

◆就労選択支援サービス(令和7年10月1日施行)の概要

- 障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労継続支援を利用する意向を有する者等を対象に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

第5条

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

第194条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

福祉事業で公費(自立支援給付費、特開金等)という安定した収入があるため、金融機関からの融資が受けやすかった。また、別法人を立ち上げれば、融資を受けやすく、新たな法人で事業所を開設していった。

※特開金とは、ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する事業主に対して支給される「特定求職者雇用開発助成金」のこと。

(出所) 就労継続支援A型事業所に係る検証報告書(2019年6月 倉敷市)

厚生労働省によると、導入当初から企業が運営する事業所を中心に、給付金や助成金を目当てにろくに事業を行わないケースが横行。閉鎖と開設を繰り返して障害者1人につき数百万円の助成金を不正に得ていた事業者も確認されたという。

(出所) 2018年6月22日 読売新聞 障害者雇用事業所「火の車」

◆経営実態調査に含まれていない可能性がある助成金等を考慮した令和5年度の事業活動収支差率(有効回答数: 1,028か所)



(出所) 財務省「予算執行調査」(令和6年10月公表)

【改革の方向性】(案)

- 障害者の方々の雇用の受け皿となっていることにも留意しつつ、次期報酬改定に向けて一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系となるよう検討すべき。加えて、来年10月施行の就労選択支援サービスの適切な利用がなされるようにすべき。
- 次期報酬改定に向けて、経営実態調査における助成金等の取扱いについて、同調査における記載要領において明示的に示すなど、助成金等が適切に勘案されるようにすべき。

1. 障害者の就労支援を取り巻く状況
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
- 3. 就労選択支援の概要**
4. 参考

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目 的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

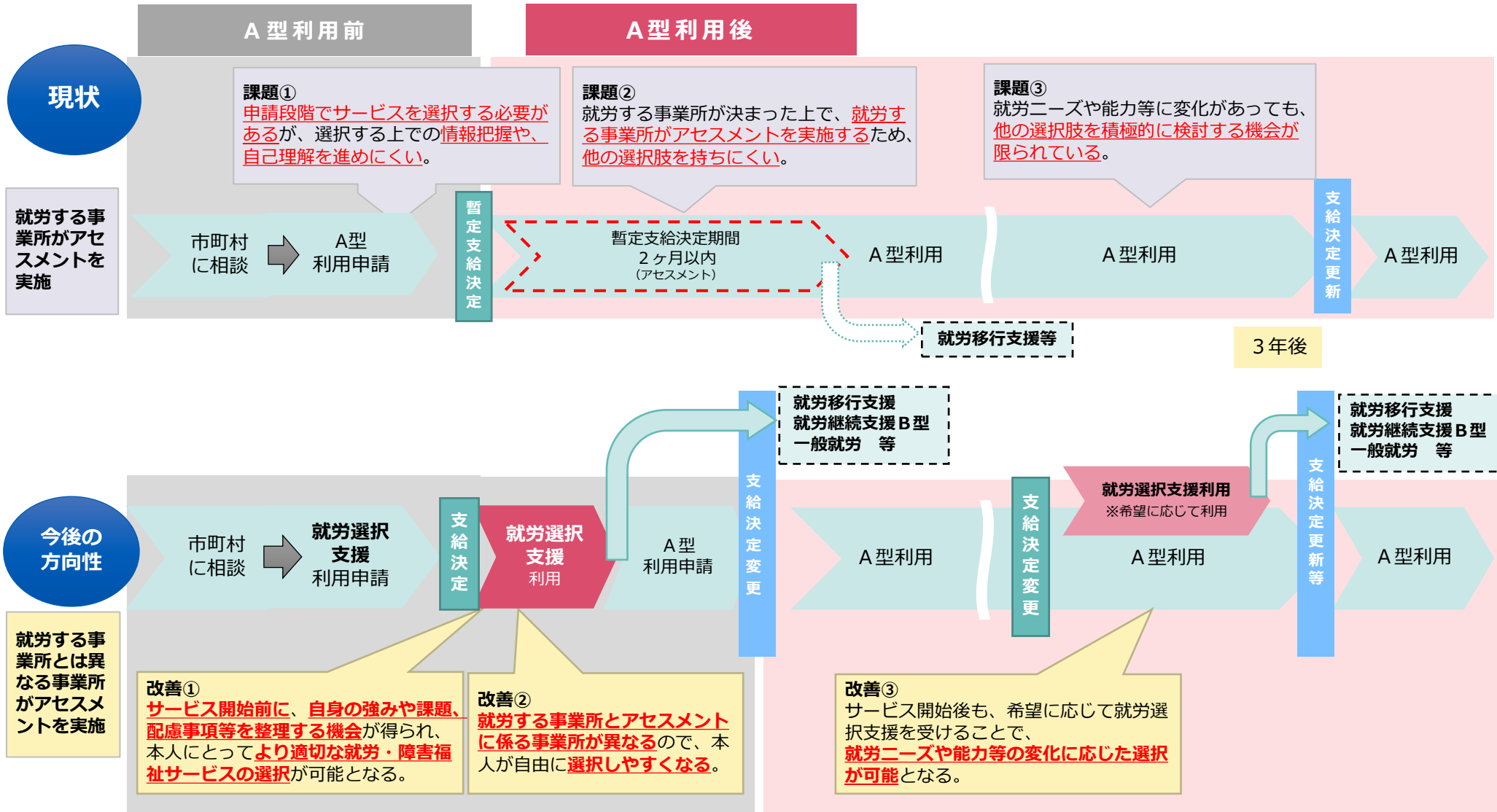
【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援 A 型・B 型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

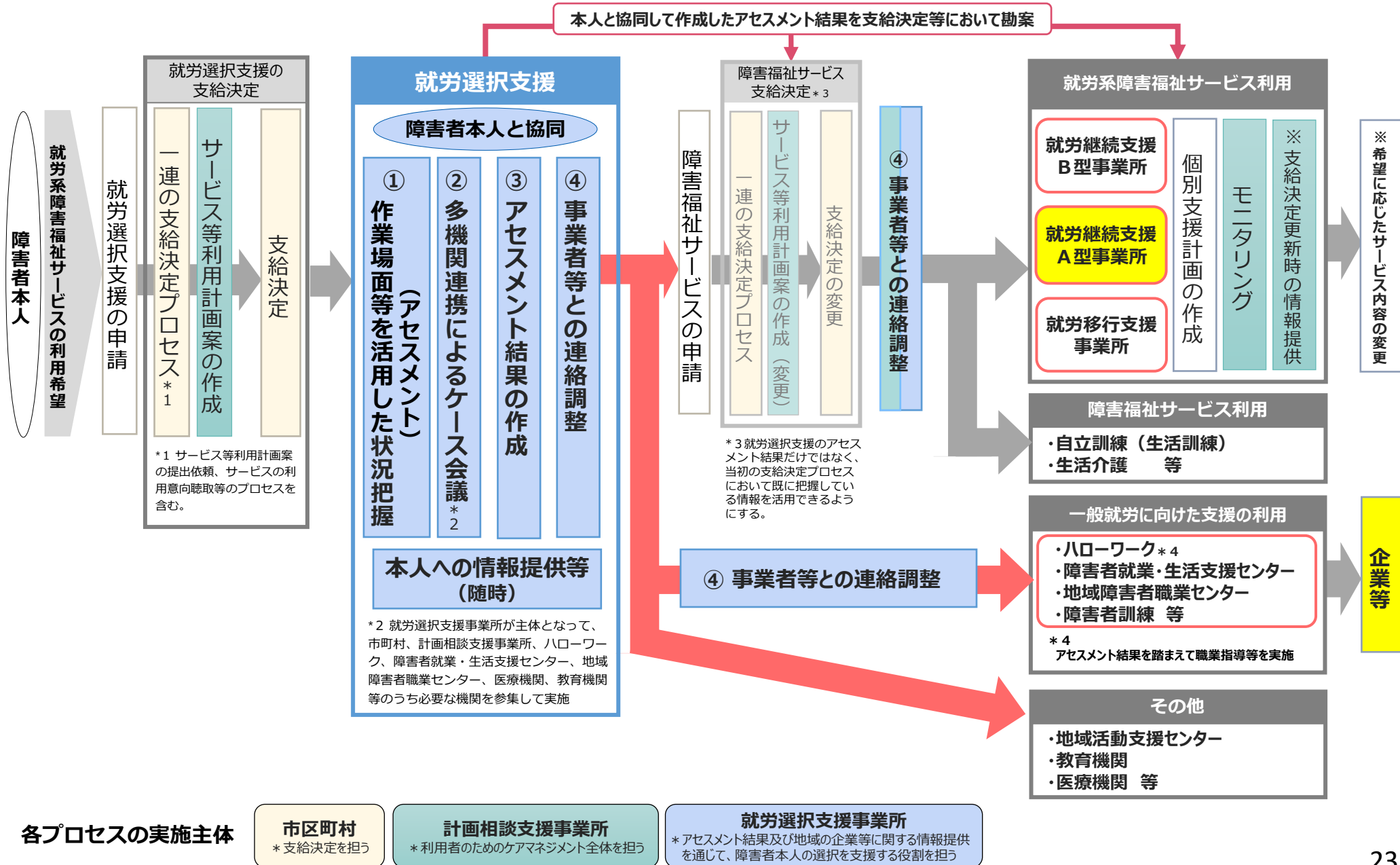
就労選択支援ができると変わること

～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

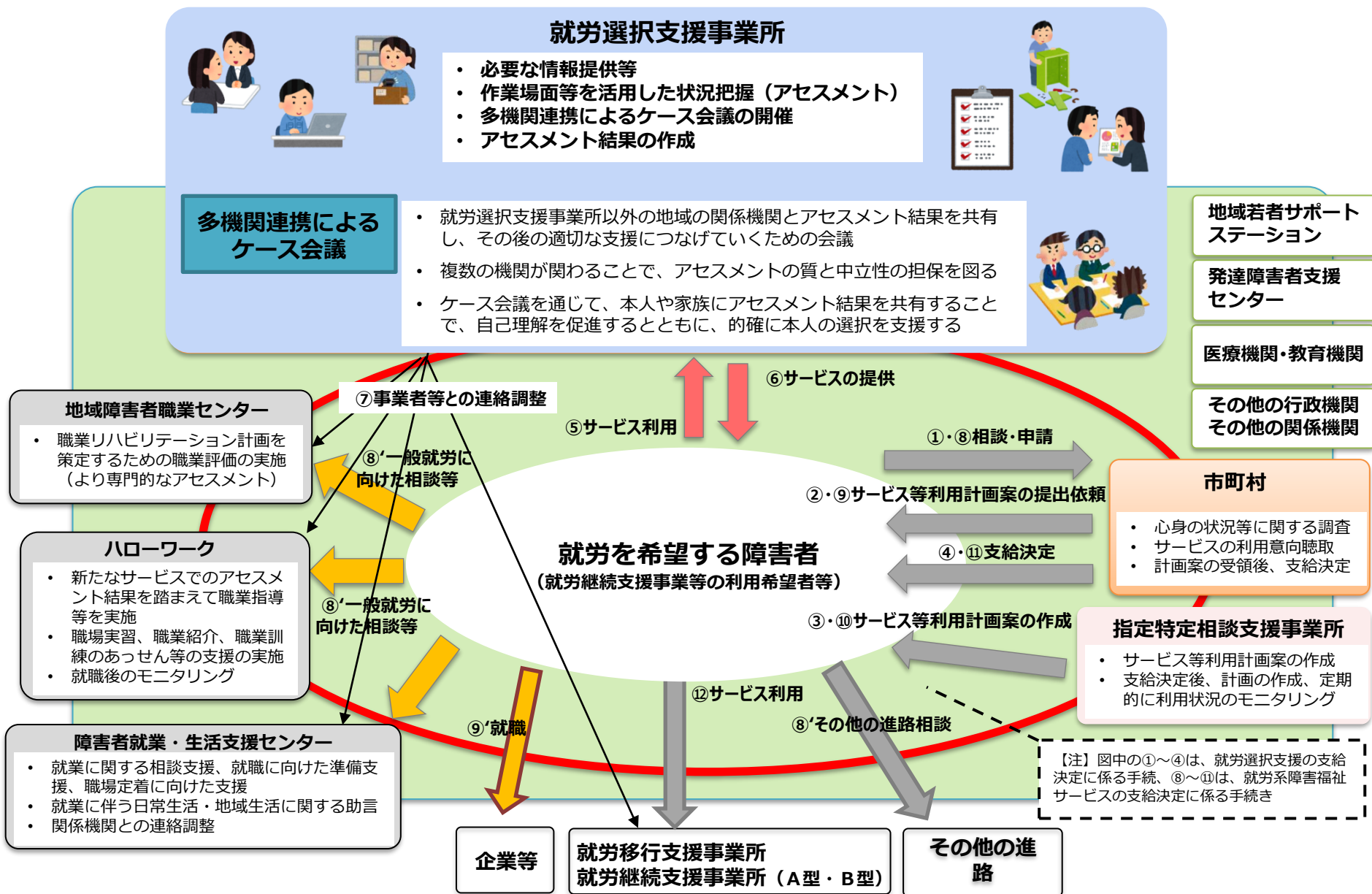
イメージ（就労継続支援 A 型のケース）



就労選択支援の基本プロセスについて



就労選択支援における各機関の役割



就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は、令和 7 年 10 月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能。）

ただし、

- ・ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用を認める。

※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

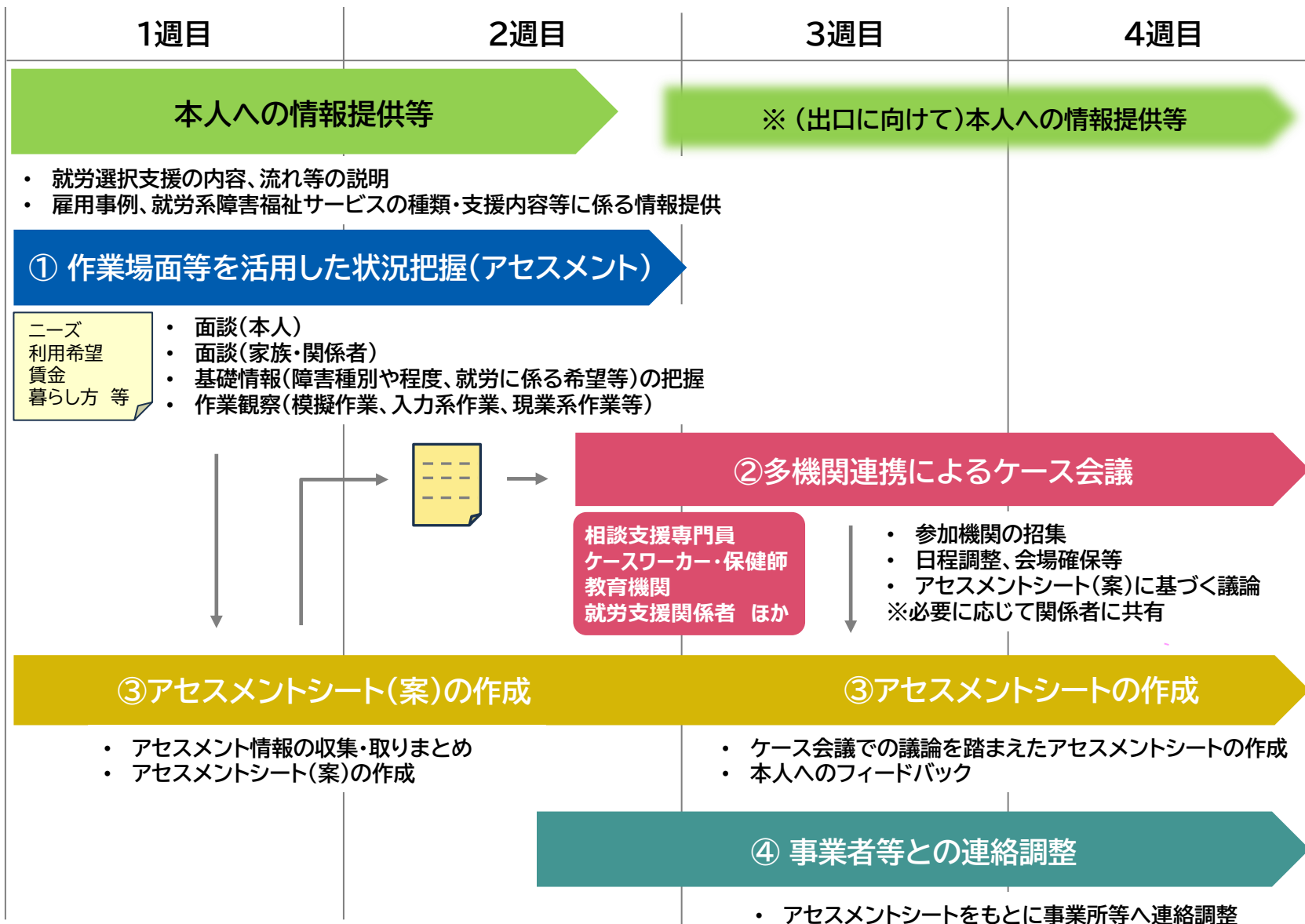
- ・ 新たに就労継続支援 A 型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・ 就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50 歳に達している者、障害基礎年金 1 級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある障害者
- ・ 既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



アセスメントシートの活用

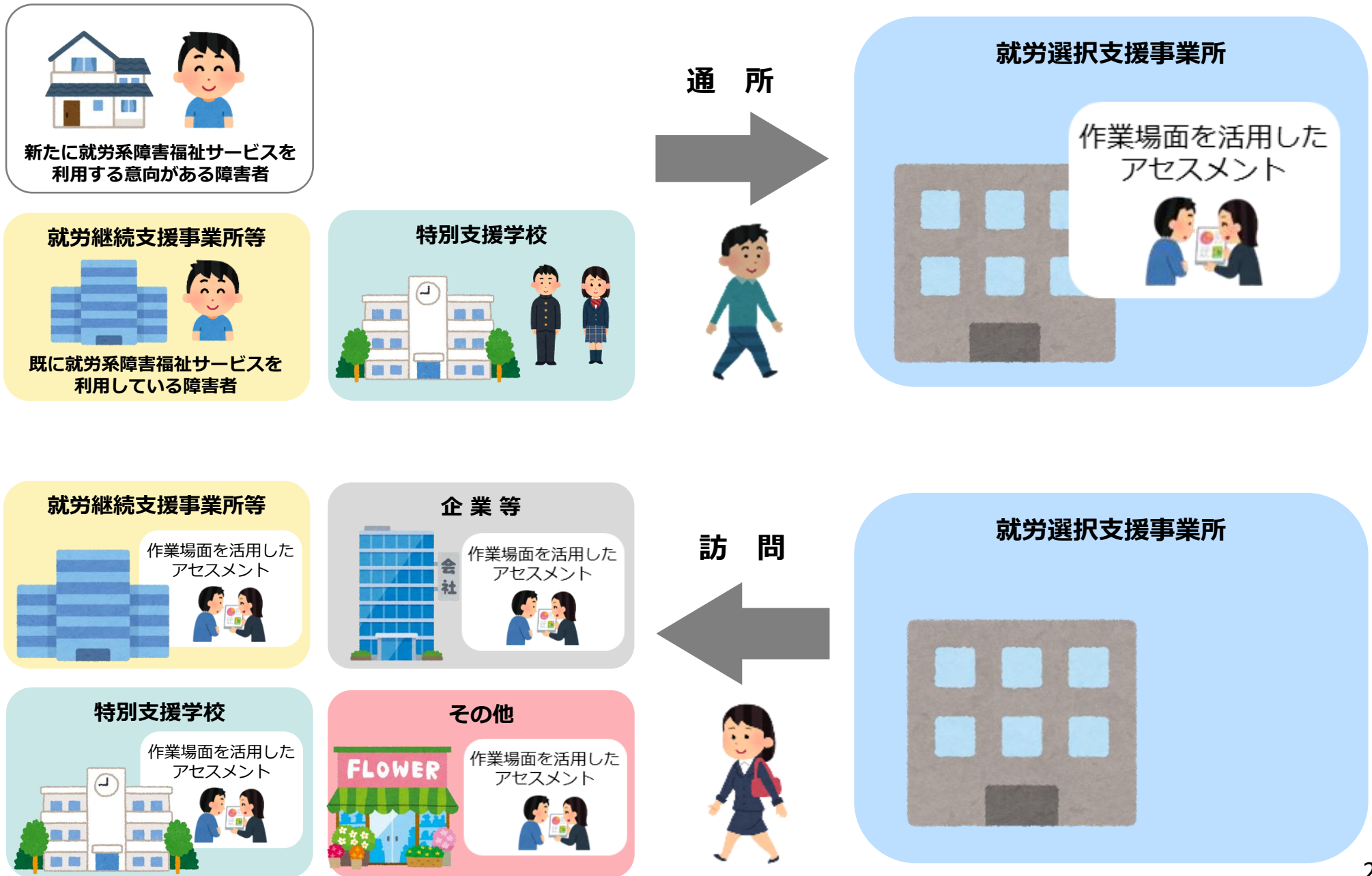
障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

就労選択支援サービス（利用方法イメージ）



4

1. 障害者の就労支援を取り巻く状況
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
3. 就労選択支援の概要
- 4. 参考**

経営改善に向けた好事例の周知・ノウハウの共有

平成30年度障害者総合福祉推進事業

就労継続支援A型事業所の 経営改善に関する 事例集

令和2年度厚生労働省委託事業

就労継続支援A型 経営改善ガイドライン

就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究事業

令和3年度厚生労働省委託事業

地域産業連携 ガイドブック

障害者就労における地域の産業と
福祉の連携推進事業

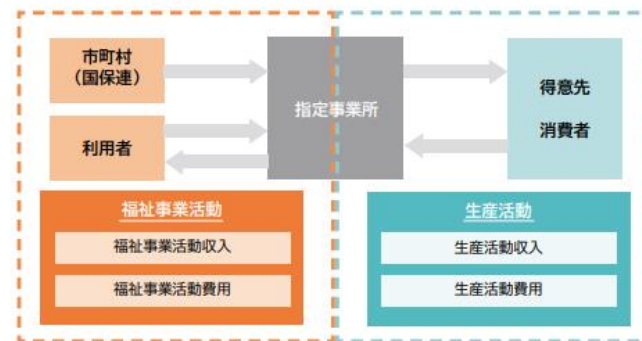
【出典】厚生労働省ホームページ 障害者の就労支援対策の状況 4. 参考資料
mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html

就労支援事業会計の運用ガイドライン



1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分

就労支援事業という1つの事業であっても、福祉事業活動と生産活動とに会計を区分する必要があります。



◎ 福祉事業活動と生産活動に係る収入の区分

就労支援事業における収入は、福祉事業活動により生じた収入と生産活動により生じた収入を以下のように区分します。

福祉事業活動収入	生産活動収入
国保連からの自立支援給付費 利用者からの本人負担金、日用品等の実費負担金 寄附金としての受領額 その他、職員からの給食代や自動販売機収入等の雑収益	生産活動により生じた収入 例) ✓ パン・クッキーなどの製品の販売収入 ✓ 仕入れた商品の販売収入 ✓ 下請け作業による加工賃収入 ✓ 清掃などの受託収入 等

※ 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等については、生産活動により生じた収入とは言いがたく、福祉事業活動収入に区分するのが通例です。

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算額 5.8億円（5.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4.販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2)特別事業(補助率:1/2)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和7年度当初予算額 2.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

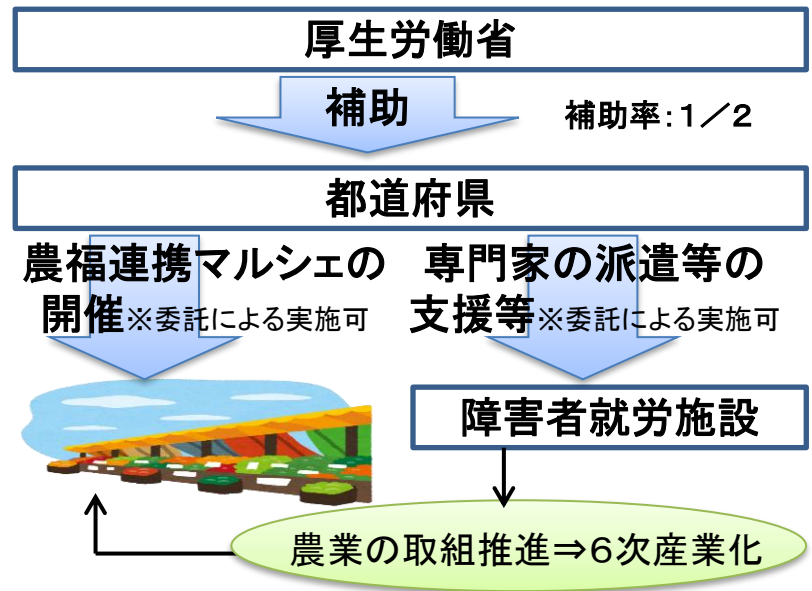
伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算額 7.7億円（7.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

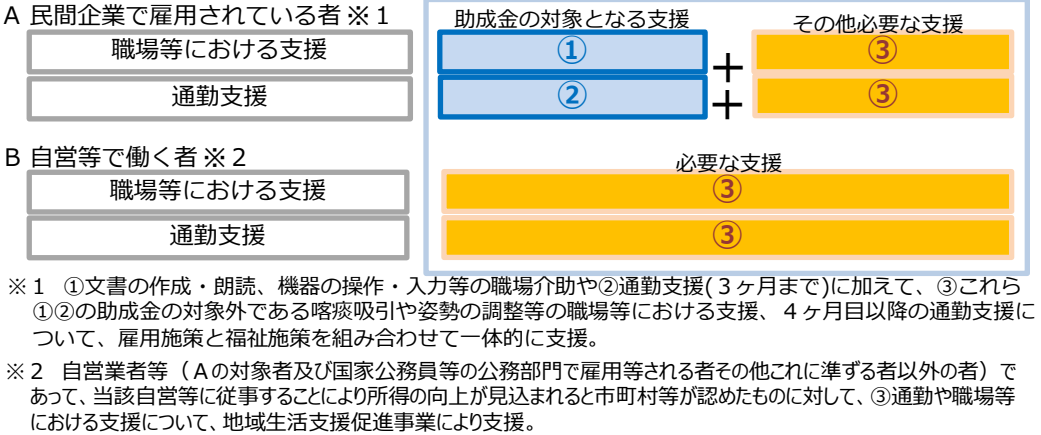
重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。 **また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】**

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

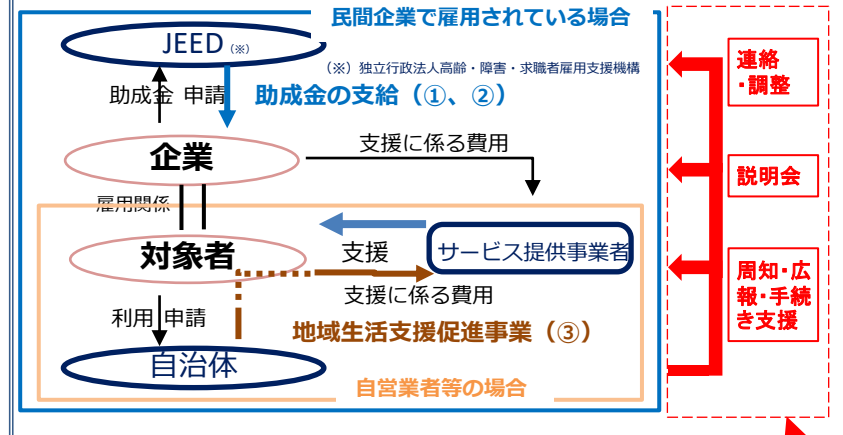
- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

<連携のイメージ>



<事業スキーム>



- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

拡充

4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

補助事業者: 社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
（就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業）

令和6年度補正予算額 2.9億円

障害保健福祉部
障害福祉課
（内線3044、3389）

① 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

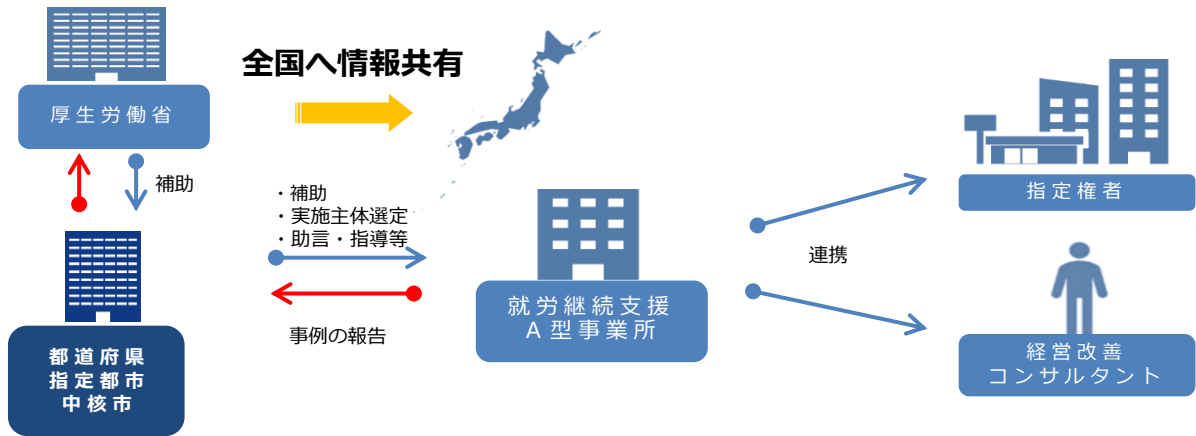
I	II	III
○		

③ 施策の概要

直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
負担割合：国10／10



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

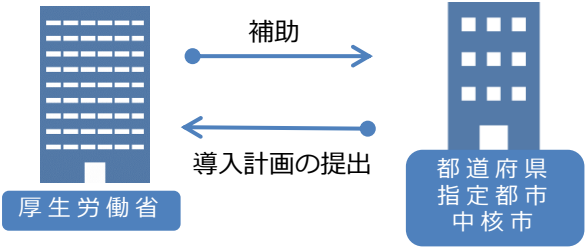
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
 - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
 - 事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

施策名：農福連携プラス推進モデル事業

① 施策の目的

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる。

② 対策の柱との関係

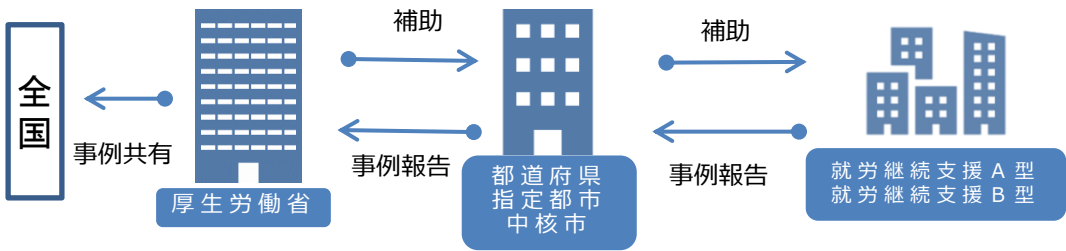
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、農福連携等に取り組む障害者就労施設に対して、マッチング、立ち上げ支援（機器等導入・初期運用支援）に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一気通貫したモデル事業を行う。
- モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農業以外の分野も含めた障害者の就労支援の取組を推進する。
- ※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
負担割合：国10／10



【補助内容】
林業、漁業等とのマッチングに係る費用
機器等導入や初期運用支援など立ち上げ支援に係る費用

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等の一括的な支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野においても農福連携の取組を広げる。